

自費解体、撤去に係る償還申請書

年 月 日

珠 洲 市 長

申請者 ふりがな
(氏名) 自署又は実印
※法人の場合は
名称及び代表者名

(生年月日) 明・大・昭・平 年 月 日

〒

(住 所)

(電話番号)

※日中連絡が
つくもの

家屋等の所有者との関係 本人 本人以外 ()

代理人 ふりがな
(氏名) 自署又は印

※別途、委任状が必要となります

令和6年能登半島地震により被災した下記の家屋等について、生活環境の保全上支障が生じたため、既に解体、撤去しました。

つきましては、当該被災家屋等の解体、撤去費用について、民法第702条の規定に基づき、負担していただきますよう申請します。

記

被災家屋等の所在地			
被災家屋等の数・種類	計 棟	(1) <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 納屋・倉庫 (2) <input type="checkbox"/> 事務所・店舗・作業所 (3) <input type="checkbox"/> 土砂混じりがれき <input type="checkbox"/> その他()	
被災家屋等の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる <small>※必ず同意書と印鑑証明書を提出してください。</small>	(住 所)	<small>ふりがな</small> (氏名・名称)
解体前の家屋等状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊していた <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせていた <input type="checkbox"/> 家屋等について生活環境保全上の支障が生じていた(又は生じる恐れがあった)		
家屋等の権利関係	(1) 共有名義人 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(自分の外名) (2) 相続権者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(自分の外名) (3) 権利関係(賃借権、抵当権、根抵当権など) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり → (権利内容)		

解体の状況	(1) 解体時期
	契約日 : 年 月 日
	解体開始: 年 月 日
	解体終了: 年 月 日
	(2) 家屋等の解体を委託した解体業者
	業者名 :
	所在地 :
電話番号:	
(3) 家屋等の解体、撤去に要した費用総額	
	円
添付書類	<申請者本人が提出する場合>
	① <input type="checkbox"/> 申請者本人を確認できるもの(例:運転免許証)
	② <input type="checkbox"/> 個人:印鑑登録証明書 ※氏名欄(表面)が自署の場合は不要 法人:印鑑証明書 ※法人の登記事項証明書は市で確認します
	③ <input type="checkbox"/> リ災証明書・被災証明書(写し) ※解体した家屋等それぞれに必要
	④ <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(建物・全部) ※「被災家屋等の数・種類」が(1)か(2)の場合 <市で確認するため、提出の必要はありません> (ただし、未登記の場合は、「固定資産課税明細」または「名寄帳」の提出が必要です。(税務課で取得))
	⑤ <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(土地・全部) ※「被災家屋等の数・種類」が(3)のみの場合 <市で確認するため、提出の必要はありません>
	⑥ <input type="checkbox"/> 建物配置図(様式1-①)
	⑦ <input type="checkbox"/> 解体、撤去に係る各工程(解体前・解体中・解体後)の写真(様式1-②)
	⑧ <input type="checkbox"/> 建物解体証明書
	⑨ <input type="checkbox"/> 解体、撤去工事に係る契約書(写し)
	⑩ <input type="checkbox"/> 解体、撤去費用に関する領収書(写し)
	⑪ <input type="checkbox"/> 解体、撤去費用に関する内訳書(写し)
	⑫ <input type="checkbox"/> 解体、撤去工事で排出した廃棄物のマニフェスト伝票(E票)の写し
	<申請者と提出者が異なる場合(代理者)> (③~⑫のほか、以下の書類を提出)
	⑬ <input type="checkbox"/> 提出者本人を確認できるもの(例:運転免許証)
	⑭ <input type="checkbox"/> 委任状(様式1-③)
	⑮ <input type="checkbox"/> 申請者(委任者)の印鑑登録証明書
	<申請者と家屋等の所有者が異なる場合> (①~⑫のほか、以下の書類を提出)
	⑯ <input type="checkbox"/> 同意書(様式1-④)
	⑰ <input type="checkbox"/> 所有者の印鑑登録証明書
	<家屋等が共有名義の場合> (①~⑫のほか、以下の書類を提出)
	⑱ <input type="checkbox"/> 同意書(様式1-④)
⑲ <input type="checkbox"/> 申請者を除く共有者全員の印鑑登録証明書	
<所有者が死亡し、相続人が申請する場合> (①~⑫のほか、以下の書類を提出)	
⑳ <input type="checkbox"/> 同意書(様式1-④)または遺産分割協議書 ※相続人が1人の場合を除く	
㉑ <input type="checkbox"/> 所有者と相続人の関係を確認できるもの(例:戸籍謄本)	
㉒ <input type="checkbox"/> 申請者を除く相続人全員の印鑑登録証明書 ※相続人が1人の場合を除く	

珠洲市に対して上記被災家屋等の解体、撤去の費用の負担を申請するに当たり、次のことについて同意します。

- この解体、撤去費用申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより珠洲市に損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償すること。
- 上記被災家屋等の解体、撤去に関して珠洲市が申請者に支払う費用は、珠洲市で算定した基準額に照らし、上記家屋等の解体、撤去のために必要と認められる費用に限られること。
- 申請者及び借地・借家人をはじめ抵当権者など、上記家屋等に関係する権利者との間で紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。
- 解体、撤去の費用を支払う珠洲市のため、解体、撤去した上記被災家屋に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課、リ災状況及び解体、撤去に関する情報について、必要な範囲で関係機関に照会すること。

自署又は実印

申請者
